

## ◇「継続費」について

### ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

#### （継続費）

第二百十二条 普通地方公共団体の経費をもつて支弁する事件でその履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができる。

2 前項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。

### ○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

#### （継続費）

第一百四十五条 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかつたものは、当該継続費の継続年度の終わりまで逡次繰り越して使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、翌年度の五月三十一日までに継続費繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第二百二十条第三項ただし書の規定により翌年度に繰り越したのものがある場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第二百三十三条第五項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

3 継続費繰越計算書及び継続費精算報告書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

地方公共団体の経費をもつて支弁する事件でその履行に数年度を要するものについて、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができる経費という（地方自治法第212条）。各種の建設費、補助事業、物件の購入等その例は多い。

継続費は、予算の内容とされている（地方自治法第215条）が、通常、歳入歳出予算が会計年度独立の原則により、経理されているのに対し、継続費はその例外をなすものである。すなわち、継続費は2会計年度以上にまたがって経費を支弁する必要がある事件について、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができることとされており、この場合、継続期間に従って何年度何々万円、何年度何々万円というように各年度の年割額を定め、予算として議決を経るものである。ただ、予算として議決を経た年割額は、あくまでも予定額であるから、年割額の実支出額が当該予算で定めた年割額に達しない場合は、毎年度の支払残額を継続最終年度まで逡次繰越使用をすることができる（地方自治法施行令第145条）。

〔参考文献：新自治用語辞典編纂会 編/新自治用語辞典〕

## ◇「繰越明許費」について

### ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（繰越明許費）

第二百十三条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

### ○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

（繰越明許費）

第四百六条 地方自治法第二百十三条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の五月三十一日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 繰越計算書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる経費をいう（地方自治法第213条）。

繰越明許費として繰越し使用が認められるのは、「その性質上年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの」及び「予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの」についてのみである。

また、繰越明許費として議決を経た経費を、翌年度に繰り越して使用しようとするときは、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない（地方自治法施行令第146条第1項）。

なお、地方公共団体の会計で、当該年度の歳出を年度を超えて翌年度以降にも執行し得ることを認めた会計年度独立の原則に対する例外としての制度には、繰越明許費のほか、継続費の逡次繰越（地方自治法第212条）及び事故繰越（地方自治法第220条第3項）がある。ただ、繰越明許費は、翌年度までの繰越しであること、すなわち、当該年度の歳出予算の一部が一定の事由に基づいて翌年度限り延長して執行することが認められているに過ぎない点が、継続費として数年にわたる事業として各年期間各年度の年割額を定め、当該各年度の支出残額を繰り越して執行することができる継続費の逡次繰越と異なり、更に、逡次繰越の場合は、継続年度の中で減額することができないが、繰越明許費については、予算案に計上された金額を議会が減額することは可能であること等が継続費の場合と異なる。また、事故繰越との基本的な相違点は、事故繰越は予算に計上されないこと、事故繰越は原則として支出負担行為が年度内になされていなければならないことにある。

〔参考文献：新自治用語辞典編纂会 編/新自治用語辞典〕